

		福島県		
		出荷制限	摂取制限	
野菜類	原乳	2011/3/21～:(2市6町3村 ^{※1})	—	
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2})	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2})	
		結球性葉菜類 (キャベツ等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3})	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3})
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3})	—	
	カブ	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2})	—	
	原木シイタケ(露地栽培)	2011/4/13～:(4市7町3村 ^{※4})	—	
		2011/4/18～:(福島市)	2011/4/13～:(飯館村)	
		2011/4/25～:(本宮市)	—	
	原木シイタケ(施設栽培)	2011/7/19～:(伊達市)	—	
		2011/7/22～:(新地町)	—	
	原木ナメコ(露地栽培)	2011/10/31～:(相馬市、いわき市)	—	
	キノコ類 (野生のものに限る。)	キノコ類	2011/9/15～:(11市21町11村 ^{※5}) (榊倉町、古殿町の菌根菌については、9/6から出荷制限)	2011/9/15～:(いわき市、榊倉町) 2011/9/20～:(南相馬市) (榊倉町の菌根菌については、9/6から摂取制限)
		たけのこ	2011/5/9～:(伊達市、相馬市、三春町)	—
		くさやつ(こごみ)	2011/5/19～:(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	—
		ふきのとう(野生のものに限る。)	2012/4/9～:(いわき市)	—
		ウメ	2011/6/2～:(福島市、伊達市、桑折町)	—
		ユズ	2011/8/29～:(福島市、南相馬市)	—
		クリ	2011/10/14～:(伊達市、桑折町)	—
		キウイフルーツ	2012/1/10～:(いわき市)	—
キウイフルーツ		2011/9/20～:(伊達市、南相馬市)	—	
2011/12/9～:(相馬市、南相馬市)		—		
穀類	米(平成23年度)	2011/11/17～:(福島市(旧小国町の区域に限る。)) 2011/11/29～:(伊達市(旧小国町及び旧月館町の区域に限る。)) 2011/12/5～:(福島市(旧福島市の区域に限る。)) 2011/12/8～:(二本松市(旧流川村の区域に限る。)) 2011/12/9～:(伊達市(旧桂沢村及び旧高成村の区域に限る。)) 2011/12/19～:(伊達市(旧榊田町の区域に限る。)) 2012/1/4～:(伊達市(旧蓮花村の区域に限る。))	—	
	米(平成24年度)	2012/4/5～:※6	—	
水産物	イカナゴの稚魚	2011/4/20～:(全域)	2011/4/20～:(全域)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	2011/6/6～:(秋元湖、榊原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 2011/6/17～:(真野川(支流を含む。)) 2012/3/29～:(新田川(支流を含む。)) 2012/3/29～:(太田川(支流を含む。)) 2012/4/5～:(酸川(支流に限る。))	2012/3/29～:(新田川(支流を含む。))	
	ウグイ	2011/6/17～:(真野川(支流を含む。)) 2011/6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)) 2012/3/29～:(秋元湖、榊原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流部分に限る。))	—	
	アユ(養殖を除く。)	2011/6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	—	
	イワナ	2012/4/5～:(阿武隈川(支流を含む。)) 2012/4/12～:(酸川(支流に限る。))	—	
肉	牛肉 ^{※7}	2011/7/19～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—	
	イノシシ肉	2011/11/9～:(相双地域(2市7町3村) ^{※8}) 2011/11/25～:(東北地域(4市3町1村) ^{※9}) 2011/12/2～:(5市10町7村) ^{※10} 2011/12/2～:(8市13町8村) ^{※11}	2011/11/9～:(相双地域(2市7町3村) ^{※7}) 2011/11/25～:(東北地域(4市3町1村) ^{※8})	
	クマ肉	2011/12/2～:(8市13町8村) ^{※11}	—	

		茨城県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	2011/10/14～:(土浦市、行方市、銚田市、小美玉市)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	2011/11/10～:(茨城県、阿見町)	—
	タケノコ	2012/4/6～:(潮来市、小美玉市、つくばみらい市)	—
水産物	シロメバル	2012/4/13～:(最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)	—
肉	イノシシ肉	2011/12/21～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—
その他	茶	2011/6/2～:(29市7町2村) ^{※12}	—

		栃木県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	2012/2/15～:(那須塩原市、矢板市)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	2012/4/10～:(宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町)	—
	原木クリタケ(露地栽培)	2012/4/11～:(大田原市、日光市、益子町)	—
	原木ナメコ(露地栽培)	2012/4/12～:(足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須町)	—
肉	牛肉 ^{※7}	2012/4/13～:(栃木市、壬生町)	—
	イノシシ肉	2012/2/15～:(那須塩原市、矢板市)	—
	シカ肉	2012/4/10～:(芳賀町、那須町) 2012/4/12～:(大田原市)	—
その他	茶	2011/11/7～:(鹿沼市、矢板市) 2011/11/8～:(大田原市、那須塩原市) 2011/11/14～:(5市5町) ^{※13} 2011/11/14～:(那須塩原市、日光市)	—
2011/8/2～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—		
2011/12/5～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—		
2011/12/2～:(全域)	—		
2011/6/2～:(鹿沼市、大田原市)	—		
2011/7/8～:(栃木市)	—		

		千葉県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	2011/10/11～:(我孫子市、君津市)	—
	タケノコ	2011/11/18～:(流山市) 2011/12/22～:(佐倉市) 2012/2/23～:(印西市) 2012/4/10～:(白井市)	—
その他	茶	2012/4/5～:(市原市、木更津市) 2012/4/6～:(我孫子市、栄町) 2012/4/11～:(柏市、白井市、八千代市) 2012/4/12～:(船橋市)	—
2011/6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市) 2011/7/4～:(勝浦市)	—		

		神奈川県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	2011/6/2～:(湯河原町)	—

		群馬県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	2011/6/30～:(渋川市、桐生市)	—

		宮城県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	2012/1/16～:(白石市及び角田市)	—
	タケノコ	2012/3/8～:(丸森町) 2012/3/15～:(蔵王町) 2012/4/5～:(村田町) 2012/4/11～:(気仙沼市、南三陸町) 2012/4/12～:(栗原市)	—
水産物	スズキ	2012/4/12～:(仙台湾宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域)	—
肉	牛肉 ^{※7}	2011/7/28～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

		岩手県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	2012/4/13～:(陸前高田市、住田町)	—
肉	牛肉 ^{※7}	2011/8/1～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榊原町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榊原町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榊原町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※4 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、榊原町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※5 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、榊倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、榊原町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村、川内村、葛尾村、飯館村

※6 福島県広野町、榊原町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榊原町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※7 福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南方向を除く。))、旧平田村、旧底塚村、旧野田村、旧目黒村、旧下川村、旧川俣町、旧川俣町及び旧谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館ノ下、松川川原、川向及び月館町代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧掛田町(釜山山山野川に限る。)、旧桂沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田中、田中、田中、菅ノ、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。))及び保原町(扶田(扶田、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。))に限る。)、旧榊原町(梁川町大関(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、榊原、里ノ、山ノ、宝木沢、笠石及び上ノを除外。))、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧戸戸村、旧上保原村、旧豊山村、旧小手村及び旧高野村(梁川町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧沢川(沢川及び米沢に限る。))、旧谷下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木崎村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。))及び国見町(旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))

※8 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※9 相馬市、南相馬市、広野町、榊原町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村

※10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※11 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、矢吹町、榊倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村

※12 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎町、下妻市、常陸大田町、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城県、大洗町、城里町、阿見町、笠間市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市

※13 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:2012年4月13日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	2011/3/23～ (右の地域を除く)	2011/3/23～5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			2011/3/23～5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			2011/3/23～5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			2011/3/23～6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			2011/3/23～6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)
			2011/3/23～11/4解除: (広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
	結球性葉菜類(キャベツ等)	2011/3/23～ (右の地域を除く)	2011/3/23～4/27解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			2011/3/23～5/4解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			2011/3/23～5/11解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			2011/3/23～5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
2011/3/23～10/28解除: (広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))			
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	2011/3/23～ (右の地域を除く)	2011/3/23～4/27解除: (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
		2011/3/23～5/4解除: (いわき市)	
		2011/3/23～5/11解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
		2011/3/23～5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)	
		2011/3/23～6/15解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	
		2011/3/23～10/28解除: (広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
原木しいたけ(露地)	—	2011/4/13～: 飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	—	2011/9/6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
		2011/9/15～: いわき市、棚倉町	
		2011/9/20～: 南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚	2011/4/20～	
	ヤマメ(養殖を除く。)	—	2012/3/29～: (新田川(支流を含む。))
肉	イノシシの肉	—	2011/11/9～: (相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)
			2011/11/25～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)

※ [点線] の箇所は、摂取制限の対象